

茂原市工事成績評定等実施要領第6条第3項の規定に基づく「創意工夫」及び「社会性等」の成績評定の方法について

第1 茂原市工事成績評定等実施要領(平成25年茂原市訓令甲第2号)第6条第3項の規定により受注者が「創意工夫」及び「社会性等」について、当該工事における実施状況がわかるものとして提出できる書類は別添様式によるものとする。

第2 工事の発注に当たっては、別紙「特記仕様書記載例」を参考に、特記仕様書に「創意工夫」及び「社会性等」について、当該工事における実施状況がわかる書類が提出することができる旨を記載するものとする。

第3 提出された内容は、工事の成績評定に当たって適切に反映させるものとする。

附 則(平成25年1月7日制定)
平成25年4月1日から施行する。
附 則(令和7年1月20日一部改正)
令和7年4月1日から施行する。

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名			受注者名	
項目	評価内容	実施内容		
☐ 創意工夫 自ら立案実施 した創意工夫 や技術力	☐ 施工	・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT(情報通信技術)の活用等		
	☐ 品質	・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫等		
	☐ 安全衛生	・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫等		
	☐ その他	・CCUSの活用(目標基準達成) ・		
☐ 社会性等 地域社会や住 民に対する貢 献	☐ 地域への 貢献等	・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援 活動への協力等		

1. 該当する評価内容の項目の□に✓点マークを記入する。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する。

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		受注者名	
項目	評価内容	実施内容	
☐ 創意工夫 自ら立案実施 した創意工夫 や技術力	☐ 準備・後片付け	・測量・位置出し・現地調査方法における工夫等	
	☐ 施工	・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・工場加工製品等による廃棄物の減少、リサイクルへの取り組み ・施工方法の工夫 ・施工管理の工夫 ・工期短縮等の工夫 ・既存施設・近隣等に対する工夫等	
	☐ 品質	・躯体工事の品質管理の工夫 ・検査・試験・品質記録方法に関する工夫等	
	☐ 安全衛生	・安全衛生教育、講習会、パトロール等の工夫 ・仮設備等の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫等	
	☐ 施工管理	・出来形管理、施工計画書、写真記録等に関する工夫等	
	☐ その他	・CCUSの活用(目標基準達成) ・	
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時などに地域への救援活動等の協力等	

1. 該当する評価内容の項目の□に✓点マークを記入する。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する。

創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)

工事名			/
項目		評価内容	
実施内目			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

「特記仕様書記載例」

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。